

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は企業の社会性を認識しながら企業価値のより一層の向上を目指しております。このため経営環境の変化にも迅速に対応できる意思決定体制と株主重視の公正で効率性と透明性を追求した経営システムを構築、維持することを基本と考えております。

また、株主の利益を中長期的に極大化するためには、常に株主以外の他の利害関係者とも適正な取引を継続しつつ、良好な関係を維持し、協力体制を堅持することが必要と考えております。

当社では、取締役会が業務執行に関する意思決定と経営監督の機能をはたすとともに、業務執行状況の監査を行う機関として監査役会を設置して、経営を監視しております。

また、当社は執行役員制度を導入することで、経営の意思決定と業務執行の分離を行っており、その結果、取締役会の迅速な意思決定が可能となっております。また、代表取締役が行う業務執行に対しても、取締役によって監視・監督義務が果たせる体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は現在、機関投資家や海外投資家の持株比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社は、株主のうち海外投資家の比率が低いことから、その効果を勘案し、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 1 - 2】

当社の中期経営計画は、社内の経営指標として策定しており、对外公表を目的としておりません。今後は、本コードの趣旨を鑑み中期経営計画の開示に向けて検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 1 - 3】

当社は、最高経営責任者(CEO)である社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。人格・識見・実績等を勘案して適当と認められる者の中から取締役会で協議の上、選定することとしております。

【補充原則4 - 2 - 1】

当社は、中長期的な業績連動報酬は採用しておりません。

取締役報酬については、取締役会で一任を受けた代表取締役社長が、一定のルールに基づき株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の業績、職責と成果等を総合的に勘案し、他の取締役と協議の上、報酬額を決定しております。

また、当社では役員持株会(執行役員含む)による自社株式購入を推奨しており、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしています。

【補充原則4 - 3 - 2】【補充原則4 - 3 - 3】

当社は、現在、CEO(最高経営責任者)である社長の選解任につきましては、業績の状況や本人の職務執行の状況等を総合的に勘案して判断しておりますが、取締役会は、さらに客観性・適時性・透明性ある手続を確立することを、今後の課題と認識しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、他企業での役員等の兼任がなく、高い見識から当社の経営に、客観的な立場で活発に助言・監督が行える方を独立社外取締役として選任しております。結果、1名のみの選任ではありますが、当社の企業規模・事業特性からみて、当社の独立社外取締役は、その役割と責務を十分に果たしております。加えて、社外監査役2名を独立役員として登録しており、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、独立役員3名で十分に経営の監視及び監督は機能していると判断して、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。

ただし、今後、当社の企業規模の拡大、または事業特性や当社を取り巻く環境が変化することにより、独立社外取締役を増員する必要が生じた場合には、候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりません。

現在、独立した諮問委員会は設置していませんが、経営陣幹部・取締役の指名につきましては、実績・経験・能力等を総合的に勘案の上、取締役会で十分に審議を行い決定しております。また、報酬についても、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、各取締役の職務、資格等を勘案の上、決定しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示につきましては、評価方法も含め今後の検討事項といたします。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、第5次中期経営計画の数値目標(2020年3月期)を、売上高200億円、経常利益10億円、経常利益率5%であると有価証券報告書で公表

しておりますが、自社の資本コストを把握して、事業ポートフォリオの見直しや投資計画を含む経営戦略・経営計画の説明につきましては今後の課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

・政策保有株式については、管理本部において、当該企業及びその関連企業との取引状況並びに当該企業の経営成績・財政状態・株価・配当等を精査し、精査資料に基づいて取締役会にて担当取締役が報告し、株式保有により当該企業との取引関係の維持・強化が図られ当社の中長期的な成長や収益の拡大に資するかどうか、資本コストの観点から妥当かどうか等を総合的に勘案し保有継続の可否を検討しております。

・政策保有株式の議決権行使については、その議案の内容が当社の保有目的に合致するかを精査し、当社の判断基準に基づき総合的に判断した上で適切に議決権を行使しており、取締役会に報告しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員との利益相反取引が発生する場合は、法令等の定めに従い取締役会での承認・確認等を行います。なお、特別の利害関係を有する取締役は当該議案については議決権を行使できない旨、取締役会規程に定めております。

また、役員及びその近親者（二親等内）と当社との取引の有無については、毎年定期的に調査を実施しております。

なお、当社には議決権の10%を超過する大株主（主要株主）に該当する株主はありませんが、主要株主との重要な取引を行う場合には、取締役会の決議事項としております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

確定給付企業年金の運用担当部署である管理本部（総務部・経理部）では、運用機関である生命保険会社や信託銀行から運用状況の情報入手を定期的に行い、運用状況を適切に管理しています。また、運用担当部署では、年金運用セミナーへの出席などを通じてその専門性を高めることに努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社は、公共性の高い社会資本の整備を担う企業として、より良い品質の製品を提供し顧客からの信頼を獲得し続けられるよう、経営理念としての社は（「高い技術」「不断の努力」「豊かな未来」）を制定しております。また、経営戦略については有価証券報告書等に記載しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針は、本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載の通りであります。

(3) 取締役の報酬は、役員報酬規程において月額報酬と賞与と規定しております。

月額報酬は、当該取締役の役位や職務責任等を考慮して、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で取締役会において決定しております。取締役会がその取扱いを社長に一任した場合は、社長が会社の業績、職責と成果等を勘案し決定しております。

賞与については、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、当該事業年度の会社業績を勘案した総額を取締役会において決定しております。その配分方法の取扱いを社長に一任した場合は、社長が各取締役の業績貢献度に基づき配分額を決定する方法としております。

経営陣幹部である執行役員の月額報酬等の決定につきましても、取締役会において決定しております。取締役会がその取扱いを社長に一任した場合は、社長が会社の業績、職責と成果等を勘案し決定しております。

なお、社外取締役は独立した立場で経営の監視・監督を担う役割であり、賞与の支給対象とはしていません。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名に当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会で決議を行っております。なお、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得ております。

(5) 当社は、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補につきましては、「定時株主総会招集通知（参考書類）」において当該候補者の略歴等を開示しておりますが、今後は、取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、対象者の職務履歴、選任理由など、その概要について「定時株主総会招集通知（参考書類）」に開示してまいります。

【補充原則4-1-1】

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会での付議・報告基準を定めております。またそれに基づき「職務権限規程」および「業務分掌規程」等を定め、業務執行の責任者が執行できる範囲を明確にし、意思決定の迅速化を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役会の構成については、営業、生産、技術、財務等の各専門分野において、豊富な経験や能力を有する取締役を選任することとし、人材のバランスに配慮しております。取締役会の国際性の面は、当社の事業範囲が国内に限定されているために不要と考えます。ジェンダーの面は、当社の取締役会の適正規模と比較衡量したうえでの今後の課題と認識しております。

なお、定款にて、社外取締役を含め取締役の員数を10名以内と定めております。

【補充原則4-11-2】

当社は、社外取締役・社外監査役の兼務状況につきましては、「定時株主総会招集通知」や有価証券報告書に開示しております。なお、当社取締役会および監査役会への出席状況等につきましても「定時株主総会招集通知」で情報開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、新任取締役には、期待される役割・責務を適切に果たすために新任取締役向けの外部セミナーを受講させ、その役割・責務に係る理解を深めさせております。

社外取締役・社外監査役に対しましては、会社の事業及び機能等を十分に説明し、定期的に経営陣幹部との情報交換・相互研鑽の場を設けております。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対しましては、その役割および責務を果たすために必要とされる事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話につきましては、IR担当取締役を指名するとともに、経理部および総務部をIR担当部署とし両部門が連携して対応しております。IR担当部署は、個人株主からの問い合わせや機関投資家からの面談依頼に対し、合理的な範囲で対応する体制を整備しております。それ

らの結果は、IR担当取締役に適宜報告し、必要に応じ経営陣幹部および取締役会に報告しております。
なお、株主等との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	133,647	6.06
神吉 利郎	100,200	4.54
日本製鉄株式会社	100,000	4.53
JFEスチール株式会社	91,500	4.15
株式会社奥村組	88,800	4.03
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	81,000	3.67
株式会社紀陽銀行	58,600	2.65
株式会社三井住友銀行	50,235	2.28
三井住友信託銀行株式会社	50,200	2.27
東海鋼材工業株式会社	48,963	2.22

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川谷 充郎	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川谷 充郎	○	――	土木工学、建設工学に関する豊富な経験と専門的知識を有しており、それらを当社の経営に客観的な立場から助言いただけたと考え、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、期初から期中、期末の監査を通じ、最終的には監査報告書を作成して代表取締役役に提出するにいたるまで密接な連絡と意見交換を行っております。

まず、監査役は会計監査人より「監査計画概要書」等により監査計画について説明を受けております。

また、必要に応じて会計監査人から最重点項目や分析的手続きにより得られた監査上の着眼点について説明を受け、それらについて意見交換を行っております。

さらに、中間及び期末監査終了後、監査役は会計監査人から監査結果の報告を受け、これをもとに意見交換を行っております。

監査役監査は、取締役の意思決定過程の監査と執行過程の監査に分けられ、そのうちの業務執行監査は、量的にも質的にも大規模化、複雑化しており、監査役だけで網羅的に監査することは不可能に近くなっております。

監査役は、重要テーマに絞って監査し、それ以外のものについては、内部監査室の監査を活用しながら監査役監査としての成果を高めております。

また、監査役監査を効率的に行うために、内部監査室の監査報告会に出席したり、内部監査報告書を閲覧したりすることによって内部監査室からの情報収集に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山中 俊廣	公認会計士													
山本 和人	弁護士										○			

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山中 俊廣	○	山中俊廣氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に平成24年6月まで在職しておりました。 当社の同監査法人への報酬額は約26百万円(平成31年3月期)であります。	公認会計士としての専門的知見と財務および会計に関する高い知見と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に反映していただくと考え、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

山本 和人	○	山本和人氏は弁護士法人第一法律事務所 の社員弁護士であります。 当社は同法律事務所との間で顧問契約を 締結しておりますが、その取引額は 僅少であります。	弁護士としての専門的知見と企業法務に 関する豊富な経験を有しており、それら を当社の監査に反映していただくと考 え、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める 独立役員の要件を満たしており、一般株 主と利益相反の生じるおそれがないと判 断し、独立役員に指定しております。
-------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対する業績連動型報酬制度やストップオプション制度は導入しておりませんが、役員報酬からの役員持株会による自社株式購入を推奨しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成31年3月期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の取締役および監査役の報酬等の総額(員数)は以下のとおりです。

- ・取締役(社外取締役を除く) 7名 160百万円(役員賞与32百万円を含む)
- ・社外取締役 1名 5百万円
- ・監査役(社外監査役を除く) 1名 18百万円(役員賞与3百万円を含む)
- ・社外監査役 2名 8百万円
- (注)取締役の報酬等の総額(員数)には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの年額報酬等限度額の範囲内で決定しています。
報酬の算定方法の決定方針等については、本報告書1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[3-1 情報開示の充実](3)に記載していますので、ご参照下さい。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、平常では社外監査役の補助者はおかず、必要に応じて補助者をおいて監査業務の補助を行うよう取締役に要請することができます。
社外監査役に対する情報伝達は、定例の監査役会や臨時の監査役会等で行うとともに、必要に応じ常勤監査役より情報が伝達されます。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
寛角正明	相談役	現経営陣に対する助言 業界団体の役員としての活動	常勤 報酬有	2019/6/26	2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項 更新

「相談役・顧問に関する規程」に基づき、取締役会の決議により、役員経験者または学識経験者等をそれぞれ相談役・顧問に委嘱する場合があります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は取締役8名(うち社外取締役1名)及び監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、毎月1回開催されます。経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として位置づけ運用を図っております。

また、執行役員制度を導入しており、「取締役会の戦略決定及び業務監督機能」と「執行役員の業務執行機能」の分離を明確にすることにより、経営環境の変化に迅速に対応できる体制になっております。

代表取締役と取締役兼務者を含む全執行役員で構成される執行役員会議は、原則として毎月1回開催され、各執行役員から現状報告が行われ、議論のうえ具体的な対策等が決定されております。

内部統制機能としては、内部監査室を設置しております。内部監査室は1名で構成されており、業務活動の効率性及び法令の遵守状況などについて、当社各部門に対し内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。また、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。

コンプライアンス(法令遵守)につきましては、コンプライアンス室を設置し「入札談合防止マニュアル」を含む各種マニュアルの整備や、全社員を対象とした社内教育に取り組んでおります。また、コンプライアンス違反に対する懲戒内容を厳格化するとともに、社内通報制度の導入により、社内での業務運営上の問題点を吸い上げるなどを通じて、リスクマネジメントに努めております。

以上のような運用体制を機能させることで、経営に対する有効性と効率性を高めるとともに、継続的に企業価値を向上させるために、現状のコーポレートガバナンス体制を採用しております。

当社は、会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を起用しております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 川井一男 北口信吾

・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士3名 その他5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名を選任しております。取締役会において適法かつ妥当な意思決定を行い、社外取締役および社外監査役2名を含む監査役が、取締役会の意思決定の過程や各取締役の職務執行状況を監視することにより、経営の監視・監督機能を十分に果たせる体制が整っております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制については、「その他2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」をご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成31年6月26日開催の第90期定時株主総会の「株主総会招集ご通知」は、総会日の20日前の6月6日に発送しております。 また、招集通知を発送する前の6月3日には当社ホームページおよび東証ウェブサイトに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「IR情報／IRライブラリ」に、決算短信、有価証券報告書および株主通信を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員： 常務取締役執行役員 管理本部長 IR担当部署： 経理部(TEL 06-6649-5132)、総務部(TEL 06-6649-5188)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	高度な技術力と安全を重視した確実な施工により、良質な社会資本を提供することがステークホルダーの立場の尊重の基礎になると考えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成27年5月8日開催の取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」の内容は、以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催します。
 - (2) 取締役は、取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を行います。
 - (3) 代表取締役より全役員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。
 - (4) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
重要事項は稟議書、議事録等の管理基準に基づき、適正な保存管理を行います。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
環境、品質、災害、労働安全、法務、情報セキュリティ、経理・財務等リスク領域毎の担当部門により、内在するリスクを把握・分析したうえでそのリスクの軽減のために、規程の立案および改訂に取組みます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会は経営戦略の策定と監督機能という本来の機能に特化し、執行役員は業務執行に特化することで機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図ります。
 - (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項の他、重要事項の決定を行います。さらに迅速な意思決定が必要な場合は臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行役員会等に伝達します。
 - (3) 業務運営については全社的な各年度予算及び目標を設定し、各部門においては、この目標に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的に開催する部門会議において、その進捗状況および実施状況を取締役が検証します。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役より全社員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。
 - (2) 代表取締役によりコンプライアンス担当役員が任命され、コンプライアンス室がコンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たっています。
 - (3) 社員就業規則において従業員に社内通報義務を負わせ、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合、免責性を確保した社内通報制度を利用できるようにしています。
 - (4) 代表取締役直轄の内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックすると共に、取締役、執行役員および監査役に適宜報告を行います。
6. 当該株式会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社および子会社はありませんので、該当事項はありません。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、必要に応じ補助者を置いて監査業務の補助を行うよう取締役に要請することができます。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 上記補助者は、監査役の要請事項に関して、取締役および所属部署の責任者等からの指揮命令は受けないものとします。
 - (2) 上記の補助者に係る人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとします。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役および使用人は、下記の事項について速やかに監査役会に報告をするものとします。
 - ・役職員の違法、内部不正行為等
 - ・重要な訴訟事案
 - ・緊急・非常事態
 - ・その他重要な事態
 - (2) 当社は、監査役に上記(1)の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、執行役員会議や部門会議等重要会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。
 - (2) 代表取締役は監査役会と定期的に会合を開催し、代表取締役の業務執行方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題等について意見を交換します。
11. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築をするとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っています。
 - (2) 内部監査室は、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性および財務報告の信頼性の確保等について評価・是正の推進を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

(1)当社は、企業や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないことを基本方針とします。

(2)企業倫理規程において反社会的勢力との関係遮断を明記し、全役職員に対し本規程の厳守を徹底するとともに、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの強化に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催の第88期定時株主総会の終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を継続せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、引き続き、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に向けた取組みを進めるとともに、当社株式の大規模買付行為を行うおとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

平成29年5月25日付のプレスリリース

「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）に関するお知らせ」

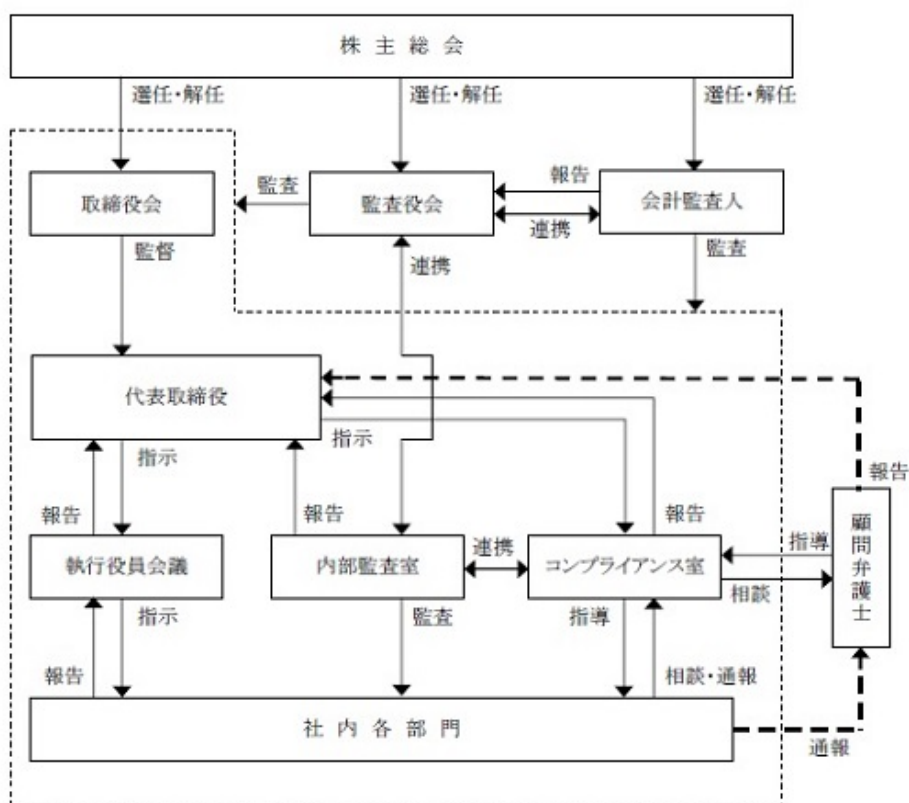
平成28年5月27日付のプレスリリース

「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」

当社ホームページ：<http://www.takadakiko.com/>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

